

答申第 888 号

諮問第 1544 号

件名：リニア建設による発生土に関する打合せ等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とし、審査請求の対象となった同表の 5 欄に掲げる部分のうち、同表の 6 欄に掲げる部分以外の部分を不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 12 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 29 年 1 月 27 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）によるリニア中央新幹線は全国新幹線鉄道整備法に位置付けられた極めて公共性・公益性の高い事業であり、競争もない。加えて、国は JR 東海によるリニア中央新幹線建設に対し、財政投融资により低金利・無担保で 3 兆円もの融資を決定し実行しつつあり、公的資金が投入されている。

また、全国新幹線鉄道整備法により地方公共団体は、「新幹線鉄道に関し、その建設に要する土地の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされ、もとより知事はリニア中央新幹線建設促進期成同盟会及びリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会の会長としてリニア中央新幹線の建設促進運動をより強力に推進するための活動を続けてきたこともあり、リニア中央新幹線事業は愛知県が積極的に協力している事業であるから愛知県自ら説明責任を果たすのは当然である。

一方で、リニア中央新幹線建設及び供用による生活環境・自然環境への深刻な影響は不可逆的であり大規模かつ長期間に及び、住民・県民の生命、健康、生活又は財産を脅かすおそれが高い。公害・環境破壊を未

然に防止あるいは低減するためには、計画段階から住民に対して十分な情報公開と参加が保障されなければならない。

その一つに環境影響評価制度があり、リニア中央新幹線においても環境影響評価が実施されたが、本来はその中でリニア中央新幹線建設発生土の搬入先及びそのルートも一体のものとして評価されなければならないところ、JR 東海はこれを怠り、またその環境影響評価を審査する立場である愛知県がこれを追認したことに大きな問題がある。

本来であれば住民は、リニア中央新幹線建設発生土の搬入先及びそのルートについて、環境影響評価の計画段階配慮書、つまり、複数の搬入先・搬入ルートの候補及びゼロオプションなどを含めた計画の段階から情報を得て意見を述べることができはずであるが、この機会が不当にも奪われている。

しかも、愛知県がリニア中央新幹線建設発生土の搬入先として調整の対象として扱っているのは、すべて公共事業及び公共性のあるものだけに限り、民間は対象としていないとリニア事業推進室は説明していることから、当然すべて公開すべきである。しかも、候補地の件数すら非公開としている。同発生土受入に関する文書を公開したとしても不当に県民の間に混乱を生じさせるとは考えられない。また、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとも考えられず非公開は不当・不適切なものである。

以上のことから、住民・県民の生命、健康、生活又は財産を保護するために政策形成過程においても情報が公開され、参加が保障されるべき本件における対象文書は原則として公開されるべきである。特にすでにリニア中央新幹線建設発生土の搬入先として決定し、住民説明会も終え、JR 東海が地域住民の理解を得たなどと説明している瀬戸市上陣屋町地内愛知県珪砂鉱業協同組合の鉱山に係る文書・部分については決定済みのことであるから、住民・県民が検証できるよう公開するのは当然である。しかも、瀬戸市上陣屋町地内愛知県珪砂鉱業協同組合の鉱山は県有地であり、愛知県自身が埋め戻しに資することから発生土搬入先として情報提供をしたとリニア事業推進室は説明しており、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせたり、特定の者に不当に利益や不利益を与えるおそれは全くなく、非公開は不当・不適切なものである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (7) 知事は、弁明書において、「JR 東海の社員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない」と主張するが、公共機関のみならず、担当者名やその連絡先を公にし、対応を円滑に行う事務・事業遂行の在り方はすでに民間企業活動においても一般的に行われている。

そして、極めて問題であるのは、「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議」という愛知県が設置した会議の構成員である JR 東海の担当者名が非開示にされていることである。本来であれば県が設置した同会議は公開で行われるべきであり、仮に非公開で行うべきやむを得ない事由があるとしても、事後にその記録は公開されなければならない。例えば、会議の構成員に犯罪被害者などの当事者が含まれる場合など、プライバシーに配慮を要するケースもあるかもしれないが、本件はそのような非開示にすべき合理的理由は全くなく、しかも、JR 東海の担当者の肩書きは「名古屋建設部担当部長」とあり、責任ある役職者である。

これまでの報道においても、同社のリニア中央新幹線の担当部長名は報道されており、既に慣行的に公にされている。

しかも、JR 東海は、2016（平成 28）年 11 月 22 日と同年 11 月 28 日に瀬戸市水野地区で開催したリニア中央新幹線工事による発生土受け入れについての住民説明会においては、担当の名古屋建設部部長と課長が名前を名乗っており、その記録は住民の間で広く共有されておりブログにも掲載されている。

なお、岐阜県環境影響評価審査会は、出席者名簿を傍聴者にも配布しているが、事業者として出席した JR 東海の担当者も同社中央新幹線推進本部中央新幹線建設部環境保全統括部担当部長、同中央新幹線建設部環境保全事務所（岐阜）所長の両名の氏名が明記されている。

さらに、静岡県が設置した静岡県中央新幹線環境保全連絡会議においても、JR 東海が出席しなかった初回の会議を除き、全ての回の出席者名簿上に、出席した同社担当者の氏名が記載されている。なお、こちらの出席者名簿には、オブザーバーとして出席した株式会社の担当者氏名も記載されている。

これからも「JR 東海の社員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない」などとして、一概に非開示とすることはできないことは明らかである。

- (4) 知事は、弁明書において、文書 7 すなわち瀬戸市水野地区で 2 回行われた住民説明会の録音音声を文字化した文書について「本件説明会の内容は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるなどと主張する。

しかし、「本件説明会の内容が全体として個人に関する情報」などというあまりにも乱暴な判断が不当であることは明らかである。発言者の氏名や詳細な住所及びそれにつながる情報さえ非開示にすれば、発言者の発言内容は多くが地域住民の生命及び財産を守るための切実な

ものであって公益に資する内容であり、それに対する事業者側の回答は当然、公益性の高いものであり、出席した住民のみならず、出席できなかった住民、そして県有地への発生土搬入でもあることから広く県民に対しても知らされるべき内容である。

また、知事は、「特に、本件説明会では質問者が安心して質問できるよう、録画、撮影が禁止されており、報道機関の入場も認めておらず」などと主張するが、地域住民に大きな影響を及ぼす事業のため関心も高い本件説明会を報道機関の入場を拒否して行い、内容について報道をさせないことが住民の利益のために行われたとは考えづらい。住民は本事業について情報を求めており、報道を通じて知る権利がある。

そもそも本件説明会は、瀬戸市上陣屋町地内の愛知県珪砂鉦業協同組合の鉦山に、リニア中央新幹線の春日井市坂下非常口工事から発生する土砂を搬入することをJR東海と愛知県珪砂鉦業協同組合で決定した後に開催されたもので、住民には事前に打診も説明もなされていなかった。また決定後に説明会が2回開かれても住民の理解は得られなかったが、発生土の搬入は進められてしまった。最近では、同鉦山へのリニア中央新幹線坂下非常口工事からの発生土搬入に加えて、庄内川の浚渫^{しゅんせつ}土砂の搬入（昔から定期的に同鉦山に搬入されている）も重なり、住民が苦情を伝えたところ、時間帯を調整することになったということもあった。地域の環境負荷は確実に増しているのである。住民にとっては、2回の住民説明会でどのような質問が出て、事業者側がどのような回答をしたのかは生活に関わるとても重要な問題である。

審査請求書でも述べたが、本来であれば住民は、リニア中央新幹線建設発生土の搬入先及びそのルートについて、環境影響評価の計画段階配慮書、つまり、複数の搬入先・搬入ルートの候補及びゼロオプションなどを含めた計画の段階から情報を得て意見を述べるべきであったはずであるが、この機会が不当にも奪われているのであるから、環境アセスの手続きに準じたていねいな住民説明、住民参加、住民合意の手続きが取られてしかるべきである。そのような中で唯一住民に対し行われた本件説明会の記録である文書7は住民の生活にかかわる重要な文書であり、個人を特定する情報を除き公開すべきである。

なお、文書7中の事業者側の担当者名も、先に述べた通り、同説明会で自ら名乗っており、公益性の高い事業の担当者でもあり、また、民間企業においても担当者名を公表することは一般的となっていることから、公開すべきである。

- (ウ) 知事は、弁明書において、「「事業計画及び想定される受入先に関する事項等」は、JR東海の事業計画に関する情報に該当し、これを公にすると県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、発生土受入事業の進捗に影響が生じ、また、一般に

公表されていない発生土の需給に関する情報が公にされることにより、発生土の受け入れにおける協議に影響を及ぼし、条件交渉において JR 東海に不利益を及ぼすなど、JR 東海の事業活動が不当に損なわれると認められ、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とする。

しかし、愛知県がリニア中央新幹線建設発生土の受入先について調整の対象として扱っているのは、すべて公共事業及び公共性のあるものに限り、民間は対象としていないのであるから、公共事業及び公共性のある受入先については、住民・県民の理解を得て進めることが当然であり、JR 東海の事業が円滑に進むことばかりを愛知県が過度に配慮して、住民・県民への情報公開をないがしろにすることは決して許されることではない。しかも、先に述べた通り、本来であれば、リニア中央新幹線工事による発生土の搬入先及び搬入ルートについては環境影響評価の手続きの中で開かれた形で住民の意見を聞きながら検討されるべきことであり、住民・県民に隠して進めるようなことではない。実質的な内容をほぼ非公開にするという愛知県の姿勢によって、かえって住民・県民は、有害物質に汚染された土砂が持ち込まれる可能性が高いのではないかと、受入先の決定には恣意的な判断がなされているのではないかと、などの不安や疑念を抱くことになってしまい、住民・県民の理解を得た本件事業の円滑な実施にはつながらない結果となる。条例は「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。」としており、本件についても決定過程を明らかにすることが求められている。

また、知事は、「リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査については、今後再調査を行う必要が生じた場合、発生土の受け入れが既に決定した箇所についても内容の変更や削除が行われる可能性があり、内容の変更、受入可能箇所の増減の情報についても公にすると発生土の受け入れにおける協議に影響を及ぼすおそれがある」と主張するが、すでに決定した箇所についても変更の可能性があるから公開しないなどとすれば、いつまでも公開しないことになり、極めて不当であり、到底看過できない恐るべき主張である。すでに住民説明会で説明が行われ、報道もされ、実際に搬入が行われている決定した箇所についてまで公開しないことに何ら合理性はない。仮に決定した箇所について、例えば、坂下非常口工事以外のリニア中央新幹線建設発生土の搬入を追加で計画する場合であれば、住民・県民にきちんと説明を行い、理解を得て進めるべきであるから、変更する可能性があるから公開しないという主張は全く理解できない。

なお、同様にリニア中央新幹線建設発生土の受け入れ調整を行っている岐阜県は、調整状況をホームページ上で発表しており、岐阜県は受入候補地の対象に民間も含まれているが、各件数や公共事業及び公共性のある候補地については公開し、決定した場合は地番も含めて説明している

(エ) 知事は、弁明書において、文書7中の本件説明会の内容は、第三者の立場である愛知県が作成した文書で事実確認が不十分な記録などとしている。しかし、この記録を基に、愛知県は本件説明会における住民の意見・要望を把握しているのであり、住民・県民の生活環境を守る立場である愛知県がどのような把握をしているのかを住民・県民としては知る必要がある。

(オ) 知事は、弁明書において、事業計画及び想定される受入先に関する事項等につき、未成熟な情報を公にすることの弊害があるとする旨を縷々述べている。

しかし、先にも述べた通り、愛知県がリニア中央新幹線建設発生土の受入先について調整の対象として扱っているのは、すべて公共事業及び公共性のあるものであって、公共事業及び公共性のある受入先については、住民・県民の理解を得て進めることが当然である。しかも、本来であれば、リニア中央新幹線工事による発生土の搬入先及び搬入ルートについては環境影響評価の手続きの中で開かれた形で住民の意見を聞きながら検討されるべきことであり、住民・県民に隠して進めるようなことではない。実質的な内容をほぼ非開示にするという愛知県の姿勢によって、かえって住民・県民は、有害物質に汚染された土砂が持ち込まれる可能性が高いのではないか、受入先の決定には恣意的な判断がなされているのではないか、などの不安や疑念を抱くことになってしまい、住民・県民の理解を得た本件事業の円滑な実施にはつながらない結果となる。条例は「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。」としており、本件についても決定過程を明らかにすることが求められている。

(カ) 弁明書において、条例第7条第6号は、本条例の趣旨、目的からして限定的に適用されるべき条項であるにもかかわらず、「当該情報を公にすることにより県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、JR 東海及び土砂を必要とする公共事業の事業主体が外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。」としながら、その合理的な根拠が説明されていない。県民に誤解や憶測をさせ、不安を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるようなことがないよう、政策形成過程から積極的に情報公開を行っ

て誠実に県民に対し説明を尽くし、県民の理解を得ながら事務・事業を遂行することこそが県に求められている。県や国、市町村がどのような検討や協議を行い、政策を形成、実施したのかについて県民には知る権利があり、県民の的確な理解と批判の下で公正で民主的な県政を推進する責務が県にはある。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。住民が感じている理不尽さを含めてお伝えできたらと思う。

愛知県が異様とも言えるほど情報を隠しすぎていることを説明したい。

岐阜県の発生土受入れについての連絡調整会議の記録は、JR 東海の担当社員名と民間の候補地の名前と思われるものなどを除き、ほぼ公開されている。弁明書でも御紹介したが、候補地の市町ごとの件数も公開され、公共事業の候補地は名称も出ている。

また、受入れが決定した候補地については、民間であっても地番を含めて記者発表していて、それらの記者発表資料も会議の資料に付いている。

そして、第1回から第3回に出席した JR 東海の実環境保全事務所岐阜所長は、岐阜県の環境影響評価審査会の出席者名簿や当時の新聞記事で、氏名も写真も出ている。

また、第4回は手書きで担当者の名前が書かれていて、肩書きが略されてよく分からないが、第5回からは岐阜工事事務所長が代わって担当になったようで、出席していて、その岐阜工事事務所長も中津川岐阜事務所ということで写真と名前入りで報道されている。

このように、普通に報道されていることもあるので、本来は出席担当者名も公開すべきと思う。

それから、この中身の議事要旨の分も住民にとって大変重要なことが載っており、例えば第2回、平成26年6月26日の会議では、御嵩町が発生土におけるウラン鉱床、黄鉄鉱等の排除について、県の基準では3千立方に1回検査するのではないかと質問しているが、JR 東海は5千立方だというふうに説明している。

愛知県の会議でもこうしたことが議論されたのか、されていないのか、これはとても重要なことで、私たちに知る権利がある。岐阜県の議事要旨をもとにいろいろ問合せをしてみたところ、実際に今行われている工事の発生土から基準超過が出た場合の取扱いに、岐阜と愛知では差があることも分かって、驚いている。事前の調査で自然由来のフッ素などの有害物質が瑞浪でも春日井の坂下でも出ており、土壌汚染対策法は10メートルより深いところは対象外なのだが、JR 東海との協議によって、どちらも継続的な検査を求めているというのは同じであった。

この岐阜県の第10回の議事要旨では、恵那市が発生土置き場候補地の

決定はいつの時点でするのか、恵那市の候補地の決定は工事発注後ではなく、工事発注前に運搬ルートの協議などを終えてから決定していただきたいと要望し、JR 東海がいつ受入れを決定するかは、個々の状況を見て判断したい、運搬ルートも含め、できる限り早い段階で地元へ説明を行っていきたいと考えていると答えている。

愛知県の調整会議では、こうした話があったのかなかったのか、坂下工事の発生土の搬入先は、全てが決定してから住民に知らされた。

それから、岐阜県の関係市町の発生土受入れの可能性調査をした依頼文とその調査票回答のうち、公開されたものの中で、ここでも候補地の市町ごとの件数、公共事業である候補地の情報は公開されている。さらに、発生土の搬入先として決定した場所については、民間だが、公開されている。

それから、「建設発生土活用可能用地に関する調査について」という岐阜県の文書に「提供を受けた情報については、公表する予定はありません」と書かれているが、岐阜県に確認したところ、これは調査時点ではという意味であって、公開できるものは公開するという姿勢なので、公共事業や決定地については公開することになったと思われるとのことであつた。

愛知県の調査票も、調査中は公表しないと書いてあるが、調査票の項目には公表の可否とか条件の記入欄がある。それも全部黒塗りなので、公表を可にしたところがあったのか、なかったのかも分からないが、対象は公共事業である。よって、そもそも非公開はおかしいし、また、決定した後も変更の可能性があるからなどという説明は、とても住民、県民を主権者だと思っていない。

また、条例の立法目的に照らして、今回の県が取った情報公開に対する処置がどうであるかということをも主張したい。

本件情報公開の請求は、リニア中央新幹線の県内ルートが全て地下トンネルであることから、建設工事に伴っていつどこからどのような質と量の残土が発生し、どのような使用のルートを通してどこに運ばれるかについて、愛知県と事業者である JR 東海との間でどのような協議がされてきたのか、また、されようとしているのかについて、情報の公開を求めるものであるが、公にすることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとして、非公開とした。

県民が、このような情報を一刻も早く知りたいと思うのは、建設発生土の質と量、その運搬経路によっては、まさに条例第 7 条第 2 号口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に、必要な情報であると考えているからにはほかならない。県当局が恐れているのは、県民がいち

早く情報を知って、建設発生土の搬出先や運搬ルートに対して反対運動が起き、そういうことが不当に県民の間に混乱を生じさせ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす事態を発生させるのではないかというふうに考えていると思われる、こうした建設工事には当然のことながら県民の間に賛否両論があり、何らかの形でその摩擦を克服していかなければならない。条例第1条は、民主的な県政の推進の要素として、県民の批判も大事であるということを示している。こうした摩擦を恐れて、県民に情報そのものを提供しないという態度では、県政に対する県民の理解を含め、県民と県との信頼関係を増進することは全くできない。

そもそもリニア中央新幹線のこの事業主体である JR 東海が、条例第7条第3号の一般法人に該当するかどうか、という問題である。そもそも、リニア中央新幹線は2007年、JR 東海が税金を当てにせず、自らの資金繰りで建設することを表明したところからスタートをしている。この事業主体が、国が関与している団体であったならば、事業主体から情報を入手することができるが、JR 東海は情報提供については、一民間企業であることを売り物にして全く情報を明らかにしようとしていない。昨年来報じられたいわゆる談合問題についても、国民の問題であるからと繰り返して、契約の経過や内容を全く明らかにしようとしていない。

他方、リニア中央新幹線は、その規模、国土に与える影響からしても、従来の概念からすれば、立派な公共事業である。条例第7条の運用として、JR 東海を国、独立行政法人等から除くことは、国民の常識的な考えから全く逸脱しているということをおぼろげに言わざるを得ない。

リニア新幹線は、春日井市の北東から南西にかけて縦断し、その15キロの間に、4つの非常口が建設されるが、1日に最大で工事関係車両が2,000台動くと言われている。

そういう中で、交通渋滞、そして大気汚染、騒音、振動等々に、どこまで脅かされるのか非常に心配している。

その坂下非常口から運び出される発生土についても、非常に心配はしているが、西尾非常口から出る美濃帯の発生土についても、これは仮置きされるとするならば、西尾非常口近辺、保守基地もあるが、その辺りでどう処理されるのか、されないのか。そして、もしこれがいきなり多治見市の方へ搬出されるとするならば、それがどう処理されるのか。速やかに情報公開していただき、いろいろと対策ができるものなら対策を、そして話し合いで、なんとか譲っていただけるものなら譲っていただくように、そんなことを願っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、別表の 1 欄に掲げる文書 1 (以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。) から文書 7 までの文書であり、それぞれ同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定としたものである。

ア 文書 1「リニア建設による発生土に関する打合せ (H24. 9. 10)」について

文書 1 は、平成 24 年 9 月 10 日に JR 東海の社員がリニア中央新幹線の建設により発生する余剰の土砂 (以下「発生土」という。) の公共事業等への活用について愛知県地域振興部交通対策課 (当時) に依頼するため来庁した際に行われた打合せに係る会議等報告書であり、会議等報告書及び参考資料で構成されている。会議等報告書には会議名、日時、場所、出席者、報告日、報告者、主なやり取り等が記載されている。また、参考資料は国土交通省総合政策局が平成 22 年 3 月 31 日付けで公表した資料である「平成 20 年度建設副産物実態調査結果について」を印刷したものである。

イ 文書 2「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議の開催について」について

文書 2 は、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議について関係団体の委員候補者へ開催を通知するに当たり作成した平成 26 年 11 月 18 日付けの起案文書等であり、起案用紙、通知案、出欠回答票様式、会場案内図及び関係団体から提出された出欠回答票で構成されている。起案用紙には起案者氏名、題名、文書種別、職員の印影、伺い文等が、通知案には宛名、発信者名、標題、会議の日時、場所及び議題等が、出欠回答票には団体名、会議参加者職氏名、随行者職氏名、担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス等が、会場案内図には、会議開催の日時及び場所並びに会場周辺の地図が記載されている。

ウ 文書 3「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議 議事録」について

文書 3 は、平成 26 年 11 月 28 日に開催された愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議の議事録であり、議事録及び会議資料で構成されている。議事録には開催日時、場所、議事内容等が記載されている。また、会議資料は、議事次第、出席者名簿、配席図、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議設置要綱 (案)、発生土等に関する概要、リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査 (案) 及び中央新幹線品川・名古屋間事業概要で構成されている。議事次第には標題、開催日時、場所、議題、資料一覧等が、出席者名簿には構成員及び事務局の出席者職氏名が、配席図には構成員及び事務局の出席者職氏名及び配席が、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議設

置要綱（案）には要綱本文及び委員の構成が、発生土等に関する概要にはトンネルの掘削方向、愛知県内の建設工事による発生土量（想定）、工事車両ルート及び工事工程表が、リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査（案）には依頼文案、調査要領、調査回答様式及び記入例が、中央新幹線品川・名古屋間事業概要には愛知県内のルート、駅、トンネル、非常口及び保守基地・変電施設の概要、トンネルの工法、トンネルの掘削方向、発生土量（想定）、発生土への対応等が記載されている。

エ 文書 4「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議の開催について」について

文書 4 は、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議について同会議の委員へ開催を通知するに当たり作成した平成 27 年 2 月 4 日付けの起案文書等であり、起案用紙、通知案、会場案内図、出欠回答票様式及び委員の所属する団体から提出された出欠回答票で構成されている。起案用紙には起案者氏名、題名、文書種別、職員の印影、伺い文等が、通知案には宛名、発信者名、標題、会議の日時、場所及び議題等が、出欠回答票には会議参加者職氏名、随行者職氏名、担当者の職氏名、電話番号及びメールアドレス等が記載されている。また、会場案内図については、会議の日時及び場所並びに会場周辺の地図が記載されている。

オ 文書 5「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議 議事録」について

文書 5 は、平成 27 年 2 月 19 日に開催された愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議の議事録であり、議事録及び会議資料で構成されている。議事録には開催日時、場所、議事内容等が記載されている。また、会議資料は、議事次第、出席者名簿、配席図、リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調査の結果、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議設置要綱で構成されている。議事次第には標題、開催日時、場所、議題、資料一覧等が、出席者名簿には構成員及び事務局の出席者職氏名が、配席図には構成員及び事務局の出席者職氏名及び配席が、リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調査の結果には各市町村内における県関連事業、市町村関連事業及び全体の総件数及び受入可能量の総量並びに事業ごとの事業者、事業名、路線（地区）等の名称、場所、受入可能量、受入期間、受入条件、公表の可否、箇所図等が、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議設置要綱には要綱本文及び委員の構成が記載されている。

カ 文書 6「リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査について」について

文書 6 は、リニア中央新幹線の建設に係る建設発生土の受入可能箇所に関する調査について関係者へ照会するに当たり作成した平成 26 年 12

月 3 日付けの起案文書及び当該調査の回答である。起案文書は、起案用紙、照会文案、調査要領、調査回答様式及び記入例、メール送付文（案）並びに中央新幹線品川・名古屋間事業概要で構成されている。当該調査の回答は、関係機関からの回答メール、回答をまとめた集計表及び受入候補地箇所図で構成されている。起案用紙には起案者氏名、題名、文書種別、職員の印影、伺い文等が、照会文案には宛名、発信者名、標題、提出期限、提出先等が、調査要領には調査の前提条件、今後の予定等が、調査回答様式には事業者、事業名、路線（地区）等の名称、場所、受入可能量、受入期間、受入条件、公表の可否、備考及び担当者の欄のある表等が、メール送付文（案）には送付先のメールアドレス、依頼内容等が、中央新幹線品川・名古屋間事業概要には愛知県内のルート、駅、トンネル、非常口及び保守基地・変電施設の概要、トンネルの工法、トンネルの掘削方向、発生土量（想定）、発生土の対応等が、回答メールには送信者、宛先、日付、件名、回答内容及び事業ごとの事業者、事業名、路線（地区）等の名称、場所、受入可能量、受入期間、受入条件、公表の可否、担当者等が、集計表には各市町村内における県関連事業、市町村関連事業及び全体の総件数及び受入可能量の総量等並びに事業ごとの事業者、事業名、路線（地区）等の名称、場所、受入可能量、受入期間、受入条件、公表の可否、担当者氏名等が、受入候補地箇所図には受入候補地の位置が記載されている。

キ 文書 7「リニア中央新幹線 瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会（H28. 11. 22 及び H28. 11. 28）」について

文書 7 は、JR 東海、前田建設工業株式会社及び愛知県珪砂鉍業協同組合が主催し、平成 28 年 11 月 22 日及び同月 28 日に愛知県瀬戸市において開催された「中央新幹線坂下非常口新設工事からの発生土搬入に関して一地元説明会」（以下「本件説明会」という。）を傍聴した愛知県振興部交通対策課リニア事業推進室職員が作成した本件説明会の記録である。当該記録は、記録本体及び主催者からの配付資料で構成されている。記録本体は、開催日時、場所、説明者、説明内容、質疑等が記載されている。また、主催者からの配付資料は、中央新幹線事業の概要、愛知県珪砂鉍業協同組合への搬入計画、工事用車両の安全対策、環境保全、中央新幹線事業（愛知県）の今後の発生土について、連絡先及び説明会追加開催の案内が記載されている。

(2) 不開示情報該当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件一部開示決定のうち次の部分を除き開示するよう求めるとした上で、除く部分は、JR 東海に所属する者を除く個人の氏名、国又は地方公共団体職員のメールアドレス、JR 東海を除く事業者の電話番号、FAX 番号及びメールアドレス、内部管理用 URL であるとしている。したがって、審査請求人が開示を求めないとした部分以

外の開示しないこととした部分である別表の 5 欄に掲げる部分の開示を求める審査請求であると解し、以下、当該部分の不開示情報該当性について説明する。

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

- (ア) 文書 1、文書 2、文書 3、文書 4、文書 5 及び文書 7 中の個人の氏名のうち JR 東海の社員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

JR 東海の社員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、JR 東海の社員は、公務員等ではないため、JR 東海の社員の氏名は、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって条例第 7 条第 2 号に該当する。

- (イ) 文書 7 中の本件説明会の内容は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

特に、本件説明会では質問者が安心して質問できるよう、録画、撮影が禁止されており、報道機関の入場も認められておらず、質問者は質疑内容を公にされることを前提としていないため、特定の個人を識別することはできない内容についても公とすることにより、質問者のプライバシーすなわち人格的な権利利益を害する恐れがある。したがって、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件説明会の内容は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

よって条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

- (ア) 文書 1 中の事業計画及び想定される受入先に関する事項、文書 3 中の愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容、文書 5 中の愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容並びに文書 5 及び文書 6 中のリニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果（以下「事業計画及び想定される受入先に関する事項等」という。）は、JR 東海の事業計画に関する情報に該当し、これを公にすると県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱

を生じさせ、その結果、発生土受入事業の進捗に影響が生じ、また、一般に公表されていない発生土の需給に関する情報が公にされることにより、発生土の受け入れにおける協議に影響を及ぼし、条件交渉において JR 東海に不利益を及ぼすなど、JR 東海の事業活動が不当に損なわれると認められ、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。なお、リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査については、今後再調査を行う必要が生じた場合、発生土の受け入れが既に決定した箇所についても内容の変更や削除が行われる可能性があり、内容の変更、受入可能箇所の増減の情報についても公にすると発生土の受け入れにおける協議に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、事業計画及び想定される受入先に関する事項等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(イ) 文書 2 及び文書 4 中の JR 東海の電話番号及び FAX 番号は、一般の問い合わせを中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）が窓口として対応しており、JR 東海が公表していない情報であることから、JR 東海の内部管理に属する情報であり、公にされると、JR 東海の業務体制と無関係に問い合わせ、意見等が寄せられ、職務として必要な連絡に支障を来すなど、法人の正当な利益を害するおそれがある。したがって、JR 東海の電話番号及び FAX 番号は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(ウ) 文書 7 中の本件説明会の内容は、JR 東海、前田建設工業株式会社及び愛知県珪砂鉍業協同組合の三者が開催した本件説明会について愛知県が内部での検討に用いるために本件説明会の内容を記録したものである。よって、本件説明会の主催者ではない第三者の立場である愛知県が作成した文書であり、事実確認が不十分な記録を公開することによって、県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、発生土を受け入れる事業の進捗に影響が生じることにより、受入側事業者である愛知県珪砂鉍業協同組合に不利益を及ぼすおそれがある。さらに、このことにより、発生土の受け入れについての JR 東海、前田建設工業株式会社と愛知県珪砂鉍業協同組合を始めとする土砂の受入側事業者との協議に影響が生じ、JR 東海等の正当な利益を害するおそれがある。したがって、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 条例第 7 条第 5 号該当性について

(ア) 事業計画及び想定される受入先に関する事項等は、土砂を必要とする公共事業の事業主体である県の機関並びに国、他の地方公共団体等の内部又は相互における検討又は協議に関する情報であって、未成熟な情報を公にすると県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、外部からの圧力、干渉等

の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、一般に公表されていない発生土の需給に関する情報が公にされることにより、発生土の受け入れにおける協議に影響を及ぼし、条件交渉において受入側事業者に不利益を及ぼすおそれがある。したがって、条例第7条第5号に該当する。

- (イ) 文書7中の本件説明会の内容については、前記イ(ウ)において説明したとおり、愛知県が内部での検討に用いるために記録したものである。よって、本件説明会の主催者ではない第三者の立場である愛知県が作成した事実確認が不十分な記録を公にすることによって、県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、その結果、発生土受入事業の進捗に影響が生じることにより、受入側事業者である愛知県珪砂鉱業協同組合に不利益を及ぼすおそれがある。さらに、このことにより、発生土の受け入れについてのJR東海、前田建設工業株式会社と愛知県珪砂鉱業協同組合を始めとする土砂の受入側事業者との協議に影響が生じ、JR東海等に不利益を及ぼすおそれがある。したがって、条例第7条第5号に該当する。

エ 条例第7条第6号該当性について

事業計画及び想定される受入先に関する事項等は、前記ウにおいて説明したとおり、リニア中央新幹線に関する県の機関並びに国又は他の地方公共団体等の内部又は相互における検討又は協議に関する情報であって、当該情報を公にすることにより県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、JR東海及び土砂を必要とする公共事業の事業主体が外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。これにより、発生土の受け入れにおけるJR東海と土砂を必要とする公共事業の事業主体との協議に影響を及ぼし、土砂を必要とする公共事業の事業主体である県の機関、並びに国又は他の地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、リニア中央新幹線の建設による発生土に係る打合せ及び調整会議に係る文書、同発生土の受入可能箇所調査に係る文書並びに同発生土の受入れに関する住民への説明会に係る文書である。その名称及び内訳は別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、同表の3欄に掲げる部分について、同表の4欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は審査請求書及び反論書において、本件一部開示決定において開示しないこととした部分のうち、個人の氏名（JR 東海及び JR 東海とともに本件説明会を主催した事業者に所属する者（以下「JR 東海等の社員」という。）の氏名を除く。）、国又は地方公共団体職員のメールアドレス、事業者（JR 東海を除く。）の電話番号及び FAX 番号、事業者のメールアドレス並びに内部管理用 URL を除き開示するよう求める旨記載している。したがって、本件審査請求の対象となった部分は、同表の5欄に掲げる部分であると解されることから、以下、同欄に掲げる部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

この考え方に基づき、別表の5欄のうち本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分が同号イに該当するか否かについて、別表の3欄の「開示しないこととした部分」ごとに以下検討する。

イ 「リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果」について

(ア) リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果は、別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分である。当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、当該箇所を開示した場合、受入可能箇所が特定され、現地において様々な活動が展開されることにより JR 東海がその

現場において行う発生土の搬出、搬入等の事業に支障が生じる、また、JR東海が受入可能箇所における事業主体と発生土の受入交渉を行うに当たり、他に交渉可能な候補地、条件といったいわば手の内が明らかになってしまうこと等により、その交渉への支障が生じるとのことである。

この点、JR東海によるリニア中央新幹線建設事業は、その事業規模が大きく、当該事業に関しては様々な意見があるところと想定されるため、当該事業の一部である発生土の受入可能箇所の確保に対しても様々な活動がなされ得ることは否定できない。よって、仮に受入可能箇所やその事業主体が公になれば、その受入可能箇所や事業主体に対する活動によりJR東海の発生土の受入れに係る交渉や実際の搬入といった事業に対し支障が生じ、JR東海の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

もっとも、そのおそれは受入可能箇所が特定されなければ、それらの活動が当該箇所で展開されるとは考えられないし、受入可能箇所が特定されず事業主体も分からない状態であれば、JR東海と事業主体との交渉に支障が生じるとも考えられない。また、住民説明会を既に行った受入可能箇所については、少なくともその周辺の住民には当該箇所が発生土を受け入れる候補地であることは明らかになっているため、当該受入可能箇所を公にしないことによる利益がJR東海にあるとは認め難い。よって、受入可能箇所が特定できない部分及び受入可能箇所が特定できるとしても当該箇所が既に明らかになっているといえる場所に係る部分については、公になったとしてもJR東海の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における受入回答の内容及び集計結果には、「公表の可否」という項目があるが、これは回答者である受入可能箇所における事業主体にとって回答内容の公表が可能か否かという回答であることから、その可否にかかわらず、JR東海について正当な利益を害するおそれがあるかを検討する必要がある。

これを本件についてみると、当審査会において別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分を見分したところ、これらの部分のうち別記4、6及び8並びに別表の3欄(18)に掲げる部分については、前述したおそれが認められることから条例第7条第3号イに該当する。

- (イ) 前記(ア)において条例第7条第3号イに該当するとした別記4、6及び8並びに別表の3欄(18)に掲げる部分以外の部分のうち、別記5、7及び9に掲げる部分については、発生土の受入条件として当該受入事業者の事業内容に係る内部情報が記載されていると認められるため、公にすることで当該受入事業者の正当な利益を害するおそれがあると

いえることから、条例第7条第3号イに該当する。

(ウ) したがって、前記(ア)及び(イ)のとおり、別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分のうち、別記4、5、6、7、8及び9並びに別表の3欄(18)に掲げる部分は条例第7条第3号イに該当し、その余の部分は同号イに該当しない。

ウ 「リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項」について

リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項は、別表の3欄(2)に掲げる部分である。実施機関によれば、公にすることにより県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせる等とのことである。

この点、当審査会において、対象行政文書のうち、別表の3欄(2)に掲げる部分を見分したところ、当該部分のうち別記1に掲げる部分には発生土の受入可能箇所に関する情報が記載されていることが認められた。しかし、その余の部分については、発生土の受入可能箇所に関する情報が記載されておらず、また、JR東海の事業に関する内容が記載されている部分があるが、それらは既に公にされている内容等であって、公にすることによりJR東海の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、前記イ(ア)において述べたことと同様に、別表の3欄(2)に掲げる部分のうち、別記1に掲げる部分については、条例第7条第3号イに該当するが、その余の部分は同号イに該当しない。

エ 「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容」及び「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容」について

愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容は、別表の3欄(6)及び(9)に掲げる部分であり、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容は、別表の3欄(12)に掲げる部分である。実施機関によれば、公にすることにより県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせる等とのことである。

この点、当審査会において、本件行政文書のうち、別表の3欄(12)に掲げる部分を見分したところ、当該部分のうち別記3に掲げる部分には発生土の受入可能箇所に関する情報が記載されていることが認められるため、この部分については前記イ(ア)において述べたことが同様に当てはまると考えられる。

また、別表の3欄(6)に掲げる部分のうち、別記2に掲げる部分には、発生土の具体的な搬出方法に関する記載があり、その内容は検討中の未確定な情報として記載されており事業に係る内部情報であるといえるこ

とから、公にすることで JR 東海の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、その余の部分には、JR 東海の事業に関する内容が記載されている部分があるが、それは既に公にされている内容等であって、公にすることにより JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、発生土の受入可能箇所調査に関する内容が記載されている部分もあるが、それは調査の方法等の手続等事務の進め方について交換された意見が記載されているにすぎず、具体的な受入可能箇所が特定される内容が記載されているものではないため、公にすることにより JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、別表の 3 欄(6)、(9) 及び(12)に掲げる部分のうち、別記 2 及び 3 に掲げる部分については、条例第 7 条第 3 号イに該当するが、その余の部分は同号イに該当しない。

オ 「リニア中央新幹線瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会の内容」について

リニア中央新幹線瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会の内容は、別表の 3 欄(20)に掲げる部分である。実施機関によれば、本件説明会は、JR 東海及び関係事業者が主催したものであり、質問者が安心して質問できるよう、録画、撮影が禁止されており、報道機関の入場も認められておらず、質問者は質疑内容を公にされることを前提としていないものであるとのことである。また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、今後も同種の説明会は必要に応じて各地で随時行われていくこととなるものであるとのことである。これらのことからすれば、公にされないことを前提として率直で自由な意見交換を行うことにより、適切にリニア中央新幹線建設事業を進めることを予定していると考えられるところ、その質疑内容が公になってしまうと、今後の同種の説明会において、参加住民が質問の内容及び表現並びに発言することそのものについて控えたり萎縮したりしてしまい、率直で自由な意見交換が行えなくなるおそれがあり、その結果、リニア中央新幹線建設事業の適切な推進を図ることができなくなるおそれがあり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、別表の 3 欄(20)に掲げる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

カ 「事業者の電話番号、FAX 番号、メールアドレス」について

事業者の電話番号、FAX 番号、メールアドレスは、別表の 3 欄(5) 及び(11)に掲げる部分である。当審査会において本件行政文書を見分したところ、事業者の電話番号、FAX 番号、メールアドレスとして不開示としている部分には、審査請求の対象となった JR 東海の電話番号及び FAX 番号が記載されていることが認められた。実施機関によれば、これらの

情報は JR 東海が公表していない情報であり、一般の問合せは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を窓口としているとのことである。前記イにおいて述べたとおり、リニア中央新幹線建設事業に関しては様々な意見が想定されるため、公表していない JR 東海の電話番号及び FAX 番号が公になってしまうと、これらの連絡先にも様々な意見が寄せられることが想定され、これらの連絡先により本来行うべき連絡等の事務に支障を来すおそれがあり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、別表の 3 欄(5)及び(11)に掲げる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号に該当するとして不開示とした部分が同号に該当するか否かについて、別表の 3 欄の「開示しないこととした部分」ごとに以下検討する。

イ 「リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項」について

リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項は、別表の 3 欄(2)に掲げる部分である。実施機関によれば、当該打合せは JR 東海の社員と実施機関の職員との建設発生土の公共事業等への活用についての打合せであったとのことである。ここで、条例第 7 条第 5 号は、前記アにおいて述べたとおり、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを予定しているところ、当該打合せは、実施機関と JR 東海との打合せであることから県の機関等の内部又は相互間の審議等とはいえ、同号に規定する審議、検討又は協議には該当しない。

したがって、別表の 3 欄(2)に掲げる部分は、条例第 7 条第 5 号に該当しない。

ウ 「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容」、「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容」及び「リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果」について

愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容は別表の3欄(6)及び(9)に掲げる部分、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容は別表の3欄(12)に掲げる部分、リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果は別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分である。

ここで、条例第7条第5号は、前記アにおいて述べたとおり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものであるが、当審査会において当該調整会議の設置要綱を見分したところ、当該調整会議は発生土の有効利用や運搬車両等の通行等に関する事項について連絡調整及び情報共有を行うことで、JR東海のリニア中央新幹線建設事業を円滑に実施することを目的としたものであることが認められた。すなわち、当該調整会議は単に連絡調整及び情報共有を行う場であるといえるため、同号において保護すべき利益があるとは認められない。よって、前記イの打合せと同様に、当該調整会議は、条例第7条第5号に規定する審議、検討又は協議には該当しない。

したがって、当該調整会議の議事録及び当該調整会議による受入可能箇所調査の関係資料である別表の3欄(6)、(9)、(12)、(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分は、条例第7条第5号に該当しない。

エ 「リニア中央新幹線瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会の内容」について

リニア中央新幹線瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会の内容は、別表の3欄(20)に掲げる部分である。前記(3)オにおいて述べたとおり、実施機関によれば、本件説明会はJR東海及び関係事業者が主催したものであるとのことである。よって、前記イにおいて述べたことと同様に、本件説明会は条例第7条第5号に規定する審議、検討又は協議には該当しない。

したがって、別表の3欄(20)に掲げる部分は、条例第7条第5号に該当しない。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録さ

れた行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。なお、本件審査請求の対象となった部分のうち、本件一部開示決定において条例第7条第6号に該当するとされた部分は、同条第3号イにも該当するとされている。そして、当審査会において同号イに該当すると判断した部分は前記(3)のとおりであり、当該部分について重ねて同条第6号該当性を判断する必要はないため、以下は前記(3)において同条第3号イに該当しないとされた部分について、さらに同条第6号に該当するか否かについて、別表の3欄の「開示しないこととした部分」ごとに以下検討する。

イ 「リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果」について

リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果は、別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分である。実施機関によれば、当該情報を公にすることにより、県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると同時に、JR東海及び土砂を必要とする公共事業の事業主体が外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり、これにより、発生土の受け入れにおける協議に影響を及ぼし、土砂を必要とする公共事業の事業者である国や地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点、前記(3)イで述べたとおり、リニア中央新幹線建設事業は、その事業規模が大きく、当該事業に関しては様々な意見があるところと想定されるため、当該事業の一部である発生土の受入可能箇所の確保に対しても様々な活動がなされ得ることは否定できない。よって、仮に受入可能箇所やその事業主体が公になれば、その受入可能箇所や事業主体に対する活動により当該事業主体の発生土の受け入れに係る交渉や実際の搬入といった事業に対し支障が生じ、当該事業主体の事務又は事業に対し支障を及ぼすおそれがあるといえる。

しかし、前記(3)イにおいて述べたことと同様、受入可能箇所が特定できない部分及び特定できるとしても当該箇所が既に明らかになっているといえる場所に係る部分については、公にしたとしても公共事業の事業者について実施機関が主張するような支障は生じないと考えられる。そして、当審査会において別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分を見分したところ、当該部分のうち前記(3)イにおいて条例第7条第3号イに該当するとして部分を除いた部分には、受入可能箇所が特定できない部分及び特定できるとしても当該箇所が既に明らかになっているといえる場所に係る部分しかない認められる。

したがって、別表の3欄(15)、(16)、(17)及び(18)に掲げる部分のうち前記(3)イにおいて条例第7条第3号イに該当するとした部分を除いた部分は、同条第6号に該当しない。

ウ 「リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項」、「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容」及び「愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容」について

リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項は別表の3欄(2)に掲げる部分、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議議事録の議事内容は別表の3欄(6)及び(9)に掲げる部分、愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容は別表の3欄(12)に掲げる部分である。実施機関によれば、これらの部分についても前記イで述べたことと同様に、土砂を必要とする公共事業の事業主体である国や地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、この点についても、当審査会において別表の3欄(2)、(6)、(9)及び(12)に掲げる部分を見分したところ、当該部分のうち前記(3)ウ及びエにおいて条例第7条第3号イに該当するとした部分を除いた部分は、公にしたとしても実施機関が主張するような土砂を必要とする公共事業の事業主体の事務又は事業の適正な遂行に及ぼす実質的な支障が生じるとは認められない。

よって、別表の3欄(2)、(6)、(9)及び(12)に掲げる部分のうち、前記(3)ウ及びエにおいて条例第7条第3号イに該当するとした部分を除いた部分は、同条第6号に該当しない。

(6) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分が同号に該当するか否かについて、別表の3欄の「開示しないこととした部分」ごとに以下検討する。

イ 「個人の氏名」について

個人の氏名は、別表の3欄(1)、(3)、(4)、(7)、(8)、(10)、(13)、(14)及び(19)に掲げる部分である。当審査会において本件行政文書を見分したところ、個人の氏名として不開示としている部分には、JR東海等の社員の氏名が記載されていることが認められた。これは個人を識別することが可能な情報であるといえるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、審査請求人はJR東海の社員の氏名は報道されていること等により既に公にされている旨主張しているが、本件一部開示決定においては、その役職を問わず発生土に係る打合せ、会議及び本件説明会に参加したJR東海等の社員の氏名を不開示としたものであり、個別の参加者が誰であるかという点については慣行として公にされ又は公にすることが予定されているとまでは認められない。よって、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は、JR東海等の社員がリニア中央新幹線建設に係る事業という公共性の高い事業の担当者である旨主張しているが、JR東海等の社員は同号ただし書ハに規定する公務員等でないことは文理上明らかであるので、同号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことも明らかである。

したがって、別表の3欄(1)、(3)、(4)、(7)、(8)、(10)、(13)、(14)及び(19)に掲げる部分は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 「リニア中央新幹線瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会の内容」について

リニア中央新幹線瀬戸市での発生土受け入れに関する説明会の内容は、別表の3欄(20)に掲げる部分であるが、前記(3)オにおいて述べたとおり条例第7条第3号イに該当することから、同条第2号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(7) まとめ

前記(3)から(6)までにおいて述べた不開示情報該当性の有無を総合すると、別表の6欄に掲げる部分は不開示情報に該当しない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分		4 開示しないこととした根拠規定	5 審査請求の対象となった部分	6 開示すべき部分
文書 1 リニア建設による発生土に関する打合せ (H24.9.10)	会議等報告書	(1)	個人の氏名	条例第7条第2号	JR東海等の社員に係る部分	なし
		(2)	リニア建設による発生土に関する打合せの内、事業計画及び想定される受入先に関する事項	条例第7条第3号イ、第5号及び第6号	全て	別記1に掲げる部分以外の部分
	参考資料		なし			
文書 2 愛知県リニア中央新幹線建設発生土等に係る調整会議の開催について	起案用紙		なし			
	通知案	(3)	個人の氏名	条例第7条第2号	JR東海等の社員に係る部分	なし
	出欠回答票様式		なし			
	会場案内図		なし			
	関係機関から提出された出欠回答票	(4)	個人の氏名	条例第7条第2号	JR東海等の社員に係る部分	なし
		(5)	事業者の電話番号、FAX番号及びメールアドレス	条例第7条第3号イ	JR東海の電話番号及びFAX番号	なし
			国又は地方公共団体職員のメールアドレス	条例第7条第6号	なし	

文書 3 愛知県リニア 中央新幹線建 設発生土等に 係る調整会議 議事録	議事録		(6)	愛知県リ ニア中央 新幹線建 設発生土 等に係る 調整会議 議事録の 議事内容	条例第 7 条 第 3 号イ、 第 5 号及び 第 6 号	全て	別記 2 に掲げ る部分 以外の 部分	
	会議 資料	議事次 第	/	なし	/	/	/	/
		出席者 名簿	(7)	個人の氏 名	条例第 7 条 第 2 号	JR 東海等 の社員に 係る部分	なし	
		配席図	(8)	個人の氏 名	条例第 7 条 第 2 号	JR 東海等 の社員に 係る部分	なし	
		愛知県 リニア 中央新 幹線建 設発生 土等連 絡調整 会議設 置要綱 (案)	/	なし	/	/	/	
		建設発 生土等 に関する 概要	/	なし	/	/	/	
		リニア 中央新 幹線建 設に係 る建設 発生土 の受入 可能箇 所調査	(9)	愛知県リ ニア中央 新幹線建 設発生土 等に係る 調整会議 議事録の 議事内容	条例第 7 条 第 3 号イ、 第 5 号及び 第 6 号	全て	不開示 とした 部分全 て	

		(案)					
		中央新幹線品川・名古屋間事業概要		なし			
文書 4 愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議の開催について	起案用紙			なし			
	鑑文			なし			
	会場案内図			なし			
	出欠回答票様式			なし			
	委員の属する関係機関から提出された出欠回答票		(10)	個人の氏名	条例第 7 条 第 2 号	JR 東海等の社員に係る部分	なし
			(11)	事業者の電話番号、FAX 番号及びメールアドレス	条例第 7 条 第 3 号イ	JR 東海の電話番号及び FAX 番号	なし
			国又は地方公共団体職員のメールアドレス	条例第 7 条 第 6 号	なし		
文書 5 愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録	議事録		(12)	愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議議事録の議事内容	条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	全て	別記 3 に掲げる部分以外の部分
	会議資料	議事次第		なし			
		出席者名簿	(13)	個人の氏名	条例第 7 条 第 2 号	JR 東海等の社員に係る部分	なし

		配席図	(14)	個人の氏名	条例第7条第2号	JR東海等の社員に係る部分	なし
		リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査の結果	(15)	リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果	条例第7条第3号イ、第5号及び第6号	全て	別記4及び5に掲げる部分以外の部分
		愛知県リニア中央新幹線建設発生土等連絡調整会議設置要綱		なし			
文書6 リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査について	起案用紙			なし			
	照会文案			なし			
	調査要領			なし			
	調査回答様式及び記入例			なし			
	メール送付文(案)			国又は地方公共団体職員のメールアドレス	条例第7条第6号	なし	
	中央新幹線品川・名古屋間事業概要			なし			
	関係機関からの回答メール		(16)	リニア中央新幹線	条例第7条第3号イ、	全て	別記6及び7

			建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果	第5号及び第6号		に掲げる部分以外の部分
			内部管理URL	条例第7条第6号	なし	
	回答をまとめた集計表	(17)	リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果	条例第7条第3号イ、第5号及び第6号	全て	別記8及び9に掲げる部分以外の部分
	受入候補地箇所図	(18)	リニア中央新幹線建設に係る建設発生土の受入可能箇所調査における回答機関、受入回答の内容及び集計結果	条例第7条第3号イ、第5号及び第6号	全て	なし
文書7 リニア中央新幹線 瀬戸市	記録本体	(19)	個人の氏名	条例第7条第2号	JR東海等の社員に係る部分	なし

での発生土受け入れに関する説明会 (H28. 11. 22 及び H28. 11. 28)		(20)	リニア中央新幹線 瀬戸市での発生土 受け入れに関する 説明会の 内容	条例第7条 第2号、第 3号イ及び 第5号	全て	なし
	主催者からの 配布資料		なし			

別記

- 1 文書1の1ページ目の下から9行目2文字目から32文字目まで及び下から7行目17文字目から下から6行目24文字目まで
- 2 文書3の1ページ目の下から1行目並びに2ページ目の1行目及び3行目から11行目まで
- 3 文書5の1ページ目の下から2行目6文字目から9文字目まで
- 4 (1) 文書5の11ページ目の「リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調査集計表」のうち「建設事務所管内」欄、「市町村」欄及び「主な事業」欄の2段目から16段目まで
(2) 文書5の12ページ目の「リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調査一覧表」のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄及び「場所」欄の1段目から6段目まで及び8段目から32段目まで、「受入条件」欄の15段目並びに「備考」欄の9段目から11段目まで、28段目及び32段目
(3) 文書5の13ページ目の不開示部分
- 5 文書5の12ページ目の「リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調査一覧表」のうち「受入条件」欄の7段目
- 6 (1) 文書6の22ページ目及び23ページ目の不開示部分
(2) 文書6の24ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の1段目から7段目まで並びに「備考」欄の2段目から4段目まで
(3) 文書6の25ページ目の不開示部分

- (4) 文書 6 の 26 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目から 6 段目まで及び 8 段目から 10 段目まで
- (5) 文書 6 の 27 ページ目から 29 ページ目までの不開示部分
- (6) 文書 6 の 30 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄、「受入条件」欄及び「担当者」欄の 1 段目
- (7) 文書 6 の 31 ページ目から 34 ページ目までの不開示部分
- (8) 文書 6 の 35 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目
- (9) 文書 6 の 36 ページ目から 38 ページ目までの不開示部分
- (10) 文書 6 の 39 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目
- (11) 文書 6 の 40 ページ目の不開示部分
- (12) 文書 6 の 41 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目及び 2 段目
- (13) 文書 6 の 42 ページ目から 45 ページ目までの不開示部分
- (14) 文書 6 の 46 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目から 3 段目まで
- (15) 文書 6 の 47 ページ目から 50 ページ目までの不開示部分
- (16) 文書 6 の 51 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目から 7 段目まで並びに「備考」欄の 3 段目
- (17) 文書 6 の 52 ページ目及び 53 ページ目の不開示部分
- (18) 文書 6 の 54 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目
- (19) 文書 6 の 55 ページ目から 58 ページ目までの不開示部分
- (20) 文書 6 の 59 ページ目の表のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目及び 2 段目
- (21) 文書 6 の 60 ページ目から 67 ページ目までの不開示部分

7 文書 6 の 26 ページ目の表のうち「受入条件」欄の 7 段目から 10 段目まで

8 (1) 文書 6 の 19 ページ目の表のうち「建設事務所管内」欄、「市町村」欄及び「主な事業」欄の 2 段目から 16 段目まで

(2) 文書 6 の 20 ページ目の「リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調べ」のうち「事業者」欄、「事業名」欄、「路線（地区）等の名称」欄、「場所」欄及び「担当者」欄の 1 段目から 6 段目まで及び 8 段目から 35 段目まで、「受入条件」欄の 18 段目並びに「備考」欄の 12 段目から 14 段目まで、31 段目及び 35 段目

9 文書6の20ページ目の「リニア中央新幹線建設発生土受入可能箇所調べ」のうち「受入条件」欄の7段目から10段目まで

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 3. 20	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 5. 21	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 5. 24 (第 549 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 6. 21 (第 551 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 8. 21 (第 555 回審査会)	審議
30. 9. 27 (第 557 回審査会)	審議
30. 11. 27 (第 561 回審査会)	審議
31. 2. 22 (第 568 回審査会)	審議
31. 3. 15	答申